

令和2年度 第11回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年2月10日(水)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時及び宣告	開会	令和3年2月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和3年2月10日 午後1時58分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	△	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	19番 樫木 徹郎		20番 濱田 定武			
出席した農業委員会職員	事務局長 山本祐二		課長補佐 高田真之			
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認届(工期延長)について 日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第5 報告第4号 農地の賃借料情報の提供について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地利用集積計画(第2回)の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（山本 祐二君）** はい、それでは時間です。始めたいと思います。それでは開会します。御起立をお願いします。礼。着席ください。ただいまから、令和2年度、第11回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。日々ですね、春らしい季節と、それから、急に冷え込んだりして、体調管理には十分注意されて、過ごしていただきたいと思います。本日はですね、村田委員が、来ておりませんが、欠席の報告ありませんので、多分、遅れてくるんじゃないかと思っております。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、19番、樫木徹郎委員。20番、濱田定武委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による、通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい、それでは報告いたします。資料2ページ、左側をごらんください。今回は9件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号12番から16番は、第三者貸し付けのため、申請番号17番は、契約内容変更のため、申請番号18番から19番は、利用権設定等促進事業貸し付けのため、申請番号20番は、所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。
- 日程第3、報告第2号、農地法第5条許可後の事業計画変更承認届（工期延長）についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君）** はい、それでは、農地法第5条許可後の事業計画変更承認届2件について報告いたします。資料は、3ページ左側からになります。これらは、転用面積3,000平米以上の県庁本庁案件のもので、その計画が許可後に変更されるもののうち、工期の延長のみという軽微な変更について報告するものです。なお、現地については、本日の調査班と確認済みです。申請番号1番について、町内の個人の方で、コロナによる収入減収、昨年7月の水害などの理由により、令和2年3月31日完了予定を、令和4年12月31日に変更されるものです。現地は、須恵の寺池地区、川瀬橋の手前、左側付近です。何ら影響はないと判断します。申請番号2番について、資料は、5ページ右側からです。町内の法人の方で、熊本地震や、昨年7月の水害などの理由により、平成28年7月31日完了予定を、令和3年6月30日に変更されるものです。なお、6ページ左側の、図面×印、3筆の申請でしたが、その×印の部分一筆は、完了報告済みでございます。本日、現地確認をしたのは、右側にあります2筆でございます。現地は、免田東の吉井地区、国道沿い、「しまむら」から入って、150メートル、付近、150メートル行ったところぐらいの左側付近です。何ら影響はないと判断いたします。以上、報告を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。
- 日程第4、報告第3号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい、それでは報告いたします。資料は7ページ右側からごらんください。今回は2件の届け出が提出されております。関連資料につきましては資料8ページの農業生産法人経営概要表に記載してあります。資料8ページ左側、
- 令和2年10月1日現在です。同じく右側は、令和3年1月1日現在です。以上で報告を終わります。

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。日程第5、報告第4号、農地の賃借料情報の提供について、の報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは説明いたします。資料9ページ、右側をごらんください。あさぎり町の農地の賃借料情報提供のため、令和2年1月から12月までに、賃貸借として、町の公告にされたものから集計した10アール当たりの水準です。まず、地目、田の平均ですが、上地区が2万1,100円。昨年よりマイナス1,800円。免田地区が2万2,600円。昨年よりプラス1,000円。岡原地区が1万8,400円、昨年よりマイナス1,400円。須恵地区が1万9,200円。昨年よりプラス1,700円。深田地区が1万7,900円。昨年よりマイナスの2,500円。あさぎり町全体では2万3000円。昨年よりマイナス500円となっております。次に、地目、畑ですが、あさぎり町全体で7,700円、昨年よりマイナス300円となっております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に、ないようですので、以上で報告第4号を終わります。日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は、10ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号25番ですが、資料は、10ページ右側から14ページ左側になります。譲り渡し人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況、ともに畑、面積が392平米となっております。移転する契約としましては、売買による所有権移転で、10アール当たり、15万3,006円です。譲受人は、申請地に、栗を作付される予定です。次に、申請番号26番ですが、資料は、14ページ右側から18ページ、右側になります。譲り渡し人は、町内の個人の方、譲受人は、町内の法人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳、現況とも畑です。面積は合計701平米となっております。移転する契約としては、売買による所有権移転で、総額70万円です。譲受人は、申請地にカボチャを作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号25番の案件について、17番委員の井手委員より、申請番号26番の案件について、5番委員の吉田委員より報告をお願いします。
- 17番委員（井手 久美子君） 17番井手です。農地法第3条許可申請、申請番号25番について説明いたします。資料ページは、10ページ右から14ページ左、譲り渡し人は町外の個人の方、譲り受け人は、町内の個人の方、地目は畑で392平方メートル。10aあたり、15万3,006円。場所は、地図14ページ左をごらんください。榎田公民館を錦町方面に過ぎ、税所商店の近く、細道を入れて150メートルぐらいの位置にあります。現在農地には、栗の木が作付されており、きれいに整備されてありました。審議方よろしくお願ひいたします。
- 5番委員（吉田 利明君） 5番吉田です。26番の件について行います。譲り渡し人は、町内の方、また譲受人は、町内の法人の方です。ページはですね、10ページ左がわ。それから、14ページ右側から18ページです。18ページの地図をごらんいただきたいと思います。申請地はですね、国道より南が吉井軽スポーツセンターの東側になり、住宅密集地の中の、地目は畑となっております。現在ですね、その畑はですね、茂ってはいませんが、そこに、事務局から言われましたとおり、カボチャを栽培するということ聞いております。またですね、売買金額のですね、畑ということで700平米で70万、問題ないと思っ

ております審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号25番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号25番の案件について採決します。提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員賛成です。したがって、申請番号25番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号26番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。この譲受人の方はですね、過去にも皆さん御存じのとおり過去にも3条で数件、売買がありました。現在も耕作されていない土地が、見受けられます。今回の申請時にですね事務局のほうからその点は指摘はされましたでしょうか。指摘ていうか今まで3条で買った場所がですね、耕作されていない場所があります、今だに。その辺をまた今度こうやって買うということで、そういう指摘はされませんでしたか、事務局のほうですね。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。申請の折にはですね、これは代理人の方が提出をされましたが、その点について、私のほうから直接お話をしております。ちなみに一つ、例を申しますと、ほっともとの、国道沿い、後ろのほうとかも、2枚一緒になってから、耕すということで、現在、耕されております。一応計画的に、やるということで、お約束いただいておりますので、今後また、それで、荒らすとか、何かこう転用というような話もですと、いうふうなことはないようですね、私からお話はしております。よろしいでしょうか。はい。

○12番委員（田崎 洋一郎君） はい。はい、私も疑いたくないんですけども、ここ1年ほど、やはり数件あって、いずれも何か生産性がない密集地とか、そういうところは将来、ひよっとすれば将来、転用に向けてみたいな感じがすつとですよ、やっぱ。それが悪いとは言いませんが、3条で買うにはやはり、公社を通して買うこともこの方ができるっていうことですかね。ならば公社通したほうがいい。なぜ3条を使って、されるのかなあと。はい。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、18ページの地図にありますけども、公社を通じて買う一つの要件としてですね、農用地区域内というような条件があります。この場所が、農用地区域外なもので、公社を使えなかったというのは、一つの要件でございます。また先ほども少し触れましたが、一応法で決まっているわけではありませんが、3年3作、それから、公社を通じて買った場合には、5年後に調査があるということになっております。その点を十分にお話をしているところでございます。ちなみに、公社を通じて買った場合は、5年後に先ほど言いました調査があるので、農地としてきちんと使っているかというふうなことは、確認の調査がありますことも、もちろん、公社を通じて買った場合には、それぞれにお話をしているところでございます。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 確認のためにですね、公社を使わなかった場合は、何年後には、自由にしていっていいのはあるのか。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 法的に、何年つくりなさいっていいのはないですよ。ただし、通常、一般的に、社会通念上、やはり最低でも3年3作してくださいということは、あくまでもお願いです。申請が出された場合には、当然、農業委員会で、翌年、極端に言いますと、買って、翌年、転用したいと言っても、出しちゃだめですとは言えないんですね、その申請を。ただ、農地として買うと言ったものを翌年転用するというのは、もともと虚偽申請じゃなかったのかっていうふうな指摘ができるそうです。そして、次にまた同じようなことがあっても、申請は受け付けなさいいけないそうです。で、農業委員さんで、これはちょっとだめだねっていう、却下することもできますし、それをそのまま上げることも、それは農業委員

会の総会で決めていいというふうになっております。ただ、こういうことが続くようであれば、次はないよ、というふうな指摘をしていいというふうには、これは農業会議のほう、県のほうへ確認をしておりますので、今後、前回は申しましたかもしれませんが、こういったところは注意をして、皆さんで、申請のあったばつてん、作っとらんたいとか、また翌年に転用の上がってきたよねっていうのは、よく注意をされて、こういうことであればちょっともう今後許可できないよというふうな、判断を下すということは、当然の権利でございますので、そこは総会の中で、もんでいただきたいというふうに思います。

○12番委員(田崎 洋一郎君) はい。農地パトロールとかでやっぱ、毎年チェックするようなことがやっぱこういう土地はですね広いところはよかですけど、やっぱ、宅地の中にあつて、ほんと作りよつとかなつていうとやっぱね。で、農地パトロールとかでもチェックできたらと思います。

●農業委員会事務局長(山本 祐二君) はい、農地パトロールの時に、ぜひ、この点もということでしたので、次の年の新年度の8月ですね、このあたりも、リストに上げて、ちゃんと転用も3条で買った分に関しても、こういった農地、売買のあったところもチェックをしていくと、いうふうなことで、リストづくりは進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○5番委員(吉田 利明君) ちょうど私も、その他で、言おうかなと思っておるんですけど、農業法人を始められて、結局、私の知る限り、田崎委員が言いましたとおり、また貸したり、カボチャをつくっているところは、別に、去年つくつてるところに渡しまして、一反ぐらい。駅の裏ですけど。それで、荒れないために、耕してはくれていると思いますけれども、農産物をつくって農業することで、法人化が、進められて自分で手を上げて法人化されたと思うんですよ。しかしやはり、ここ数年見る限り、農産物として何も上がってきてないはず。去年の収入も、多分、また貸しの小作料とか、野菜をちょっと。今後もこういう案件が必ず出てきます。今後、農業委員としてもどういうふうな、ある程度の強制力、強めたところで、やっていかないと、資金力ありますから、売りたいっていう人は、売りたいという人は、その法人の人に言えば、もう買ってあげるってなってくれば、それはもう私たち農業委員としても相対で決めることで、なかなか介入はできませんけど、やはり法人を立てた以上はやはり農業やってもらうということが、先決問題だと思うんで、会長はどぎゃん思うですか、法人の方が、今まで上がってきた案件について。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 前に1度、公社を通して買われるときがあつたので、そのときには須恵地区やったかな。そこの例を出して、航空写真まで見せてから、ここがこうやって作ってないでしょうって。こういう方々に農地を売ることは、すすめませんで、直接伝えはしました。公社のほうも、やはりそういうところはちゃんとつくってもらわんといけんっていうことで、言われたんで、今回の畑はですね、先ではあつて疑いのあつとですけども、一応、畑でカボチャをつくるということで、今後、その指導はちゃんとしていかんばんかなって思っております。はい。ほかにありませんか。村田委員が着座しましたので、お知らせしておきます。ほかにありませんか。質疑なしと認めます。申請番号26番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり、決定いたしました。

日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画(第2回)について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。それでは、まず利用権設定に係る分について説明いたします。資料は20ページからごらんください。左側上段の申請番号48番から、資料は、飛びまして28ページ左側上段、78番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。同じく資料28ページ、左側の下段から、下段の申請番号79番から、資料30ページ、左側上段、81番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。同じく、資料30ページ左側下段の、申請番号82番から、資料33ページ、左側下段、90番ま

では、新規の賃貸借権の設定です。資料31ページ、左側上段の、申請番号、失礼しました。30、左側上段の申請番号91番は、新規の使用貸借権の設定です。続きまして、所有権移転にかかわる部分について説明をいたします。資料は34ページ右側をごらんください。今回の申請は5件で、申請番号8番から12番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れするものです。次に、売買価格についてですが、申請番号8番の買入れ価格は、1段目の土地が10アール当たり60万円。2段目の土地が、10アール当たり70万円。申請番号9番の買入れ価格は、10アール当たりすべて60万円です。申請番号10番の買入れ価格は、10アール当たり50万円です。申請番号11番の買入れ価格は、1番目の1段目の土地が10アール当たり50万円。2段目の土地が10アール当たり65万円。3から4段目の土地が10アール当たり70万円。申請番号12番の買入れ価格は、10アール当たり84万8,897円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。35ページから、44ページにかけて申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお申請位置図については、8から12番の農地を掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第2回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これから、議案第2号、農用地利用集積計画（第2回）について採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会、第11回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

閉会 午後1時58分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和3年3月8日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 19番 樫木 徹郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 20番 濱田 定武